

※以下のコピーカードが対象です。

令和5年度も引き続き在学予定の
法学研究科学生
法科大学院学生 各位
公共政策大学院学生



年度末のコピーカード使用不可期間について

下記の期間については、コピー機の年度末更新作業のため、コピーカードを使用できません。

令和5年3月24日（金）
～令和5年3月31日（金）

※すでに掲示等にてお知らせしておりますが、**令和5年度から印刷専用コピーカードは廃止、白コピーカードのみとなります。**また、**使用枚数設定も複写機毎の設定となり、年度換算となります。**使用限度を超過した際には、自動的に使用不可となりますのでご注意ください。

※法学研究科修士・博士学生及び法科大学院生については、**使用枚数設定を行った新白コピーカードは、4月3日より配付します。**

※公共政策大学院生は、従来どおりの使用方法となります。

令和5年2月24日
法学研究科・法学部
公共政策大学院